２０１９年７月２１日発行

村尾光子の 下野市議会報告（第55号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

令和元年第２回定例会(5月30日～6月13日)と第1回臨時会(7月8日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

【第2回定例会】

〇承認(3件)
・専決処分の承認（市税条例等、都市計画税条例、国保税条例の一部改正）

〇報告(5件)
・H30年度一般会計継続費繰越計算書の報告
・H30年度各会計の繰越明許繰越計算書の報告(一般会計、公共下水道事業、仁良川地区区画整理事業)
・専決処分の報告(損害賠償額決定)

〇R元年度会計補正予算(2件)
・一般会計(第1号、第2号)

〇条例改正(1件)
・災害弔慰金支給条例

〇その他(1件)
・工事請負契約の締結（旧国分寺庁舎解体及び外構工事）

〇陳情（1件）
・消費税10％への「増税中止」に関する陳情 ⟹ 不採択

■一般質問：9議員が質しました。

【第1回臨時会】

〇一般会計補正予算（第3号）

参議院選挙はじめ諸般の事情により、この市議会報告書の発行が遅くなりました。ご了解ください。
また、市民派カフェは暑い盛りの開催となりますが、ぜひお出かけください。



令和元年第3回定例会は9月5日(木)開会予定

梅雨空で気温が不安定な日が続いています。
皆様、お変わりなくお元気にお過ごしでしょうか。暑いのか涼しいのか、日々の服装に戸惑います。体調管理にはどうぞお気をつけてください。

本年第２回定例会に上程された議案は大変少なかったものの、大いに考えさせられた事案が２件ありました。
１つは下野市議会として初めて補正予算案修正案を全会一致で可決。２つ目は消費税 10 %引上げ反対の陳情を不採択（賛成少数)に。いずれも熟慮の結果の判断です。

下野市民派クラブ

市民派カフェ ・・議会報告＆懇談会

8月3日(土)13:30～16:00
グリーンタウン・コミュニティセンター 会議室
議会報告：中村節子・高橋芳市
磯辺香代・村尾光子



13:30 ～ 15:00 報告と懇談
15:10 ～ 16:00 DVD「こんばんは Ⅱ」上映
夜間中学に関するドキュメンタリーです(37 分)。
全国的に公立夜間中学の数は少ないのですが、自主夜間中学がボランティアの手により大きな役割を果たしています。その現状を知る機会です。

どなたでもお気軽にお出かけください。
皆さまのご意見をお伺いします。

■令和元年一般会計補正予算案は修正可決！

すみれ作業所外壁修繕費を削除して、補正額 2 億 7320 万円を追加。予算総額 274 億 7320 万円に。（第 1 号）

【歳入】

○国庫補助金 **7545 万円**

プレミアム付商品券発行 6299 万円、母子家庭等対策総合支援事業 213 万円、感染症対策費補助金 1033 万円

○農業費県補助金 **174 万円**

○低所得者·子育て世帯プレミアム付商品券販売金収入 **1 億 8000 万円**

○基金繰入金 **1600 万円**

【歳出】

○プレミアム付商品券発行事業 **2 億 4299 万円**

消費税率引き上げが低所得者·子育て世代に及ぼす影響の緩和措置として 20 %のプレミアム付商品券(額面 25 千円、購入額 2 万円)を販売する。
購入対象者：① 2019 年度住民税非課税の者(約 7,000 人)、
②本年 9 月 30 日時点で 3 歳未満の子が属する世帯主(子ども約 2,000 人)
商品券使用期間：2019.10.1 ～ 2020.2.29

○児童扶養手当受給者臨時·特別給付金 **105 万円**

未婚の児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)に対し、子ども数に関わらず 17,500 円を支給する。対象者約 60 人

○風しんの追加的対策事業 **2652 万円**

今年度から 3 年間に限り、風しんの定期予防接種から外れていた抗体保有率の低い年代を対象に抗体検査を無料で実施、抗体が低いと判断された人に予防接種法に基づく定期接種を無料で実施する。
対象者① 41 ～ 47 歳の男性 3,200 人(無料クーポン券送付)
② 48 ～ 57 歳の男性 4,000 人(希望により発行可能)

○農業用ハウス強靱化緊急対策事業 **174 万円**

下野市議会、初めて予算案修正可決 全会一致で

【修正事項】

就労継続支援 B 型「すみれ作業所」の外壁修繕費 715 万円の支出とその財源とした基金繰入金を削除して減額。

建物：S.49 年建築 鉄筋コンクリート陸屋根 2 階建て
「栃木食糧事務所石橋支所」事務所として使用
S.62 年 旧石橋町が売買により取得

本年 3 月上旬、地元自治会より、外壁の剥がれを指摘された。今後の施設利用計画を踏まえ、アスベスト検査を実施した結果、外壁塗装と施設内壁の一部にアスベストが検出された。内壁は板状に固められた部材で、屋内飛散の状況は見られなかった。緊急措置としての外壁アスベスト除去工事(吹付けによる封じ込め工法)実施費用が計上されていた。

【総括質疑(村尾)】

問：すみれ作業所は建物老朽化を理由に国分寺西小跡に移転する。改修のため時間を要すると聞いているが、移転時期を早められないか。

答：移転はすみれ·なのはな作業所を 1 箇所で運営するため。国分寺西小跡は市街化調整区域であるため開発許可が必要。手続きに概ね 2 年を要する。

問：すみれ作業所移転後の建物は、令和 15 年頃築 60 年となり、除却の予定とされている(公共施設総合管理計画に基づく個別施設計画)。その間の利活用をどう考えているか。

答：現在 2 階に選挙関係備品を保管しており、今後も継続する。1 階は外郭団体の利活用を考えている。

問：アスベスト含有物の存在が分かったのなら、除却時期を早めるべきだ。今回の修繕により、除却予定年まで耐久性は確保されるのか。今回の修繕費は解体費に充てるべきではないか。

答：建物駆体は従前のままで、工事期間中は仮移転せず、作業所として利用できる。

【教育福祉常任委員会:付託議案審査】

現在のすみれ作業所建物は耐震検査、耐震補強が為されていない。仮移転できる公共施設はないとのことだが利用者の安全確保のため再検討すべき、としてすみれ作業所修繕関係予算を除いた修正案が提案された。全員一致で修正案を可決した。

【本会議での表決】

委員長からの付託審査報告(修正可決)に全員賛成。

すみれ作業所建物は解体へ、補正予算(第3号)を可決 (7/8、第1回臨時会)

【提案理由】

修繕予算が否決されたことにより、再度検討·協議を重ねた。すみれ作業所の①老朽化に伴うアスベスト外壁の飛散防止を早急に実施する、②耐震上課題がある建物の施設利用者及び近隣住民の安全を確保する、を目的とした必要経費を補正予算に計上した。

《事業内容》 事業費 791万円

○仮設作業所設置 **473 万円**

現在地より東へ約 230 mの旧石橋保育所跡地に設置。実施設計、仮説作業所借上、電話機器移設、ガス配管、下水道事業受益者負担金、仮説作業所境界柵設置

○すみれ作業所外壁飛散防止工事 **267 万円**

飛散防護ネット、養生ネット設置。工期は約 1 か月

○すみれ作業所解体工事実施設計 **91 万円**

令和 2 年度当初予算に解体費を計上する

○カウンセラー(精神科医師)謝礼 **6 万円**

利用者の移動による精神的影響に対応

《財源》: 財政調整基金から 791 万円を繰入れる。

※仮設作業所は 18 か月(2019.10 ～ 2021.3)利用を想定し 2 年間の継続費設定。借り上げ総額 1141 万 8 千円。仮設作業所への移転は 10 月上旬を予定。

解体することになり安心した。短期間に2回も移転することになり、利用者は落ちつかないと思うが、精神的ケアにも配慮する。S. 49年の建築物なのでアスベストが使われていることは想像できただろうに･･･。外壁塗装剥離は以前から修繕を検討していたとのことたが、目視のみの耐震検査で耐用年数まで使用する予定だった？当然、解体すると思った。

■一般会計補正予算(第 2 号):第 2 回定例会追加議案

— **2640 万円を追加し、予算総額 274 億 9960 万円に** —

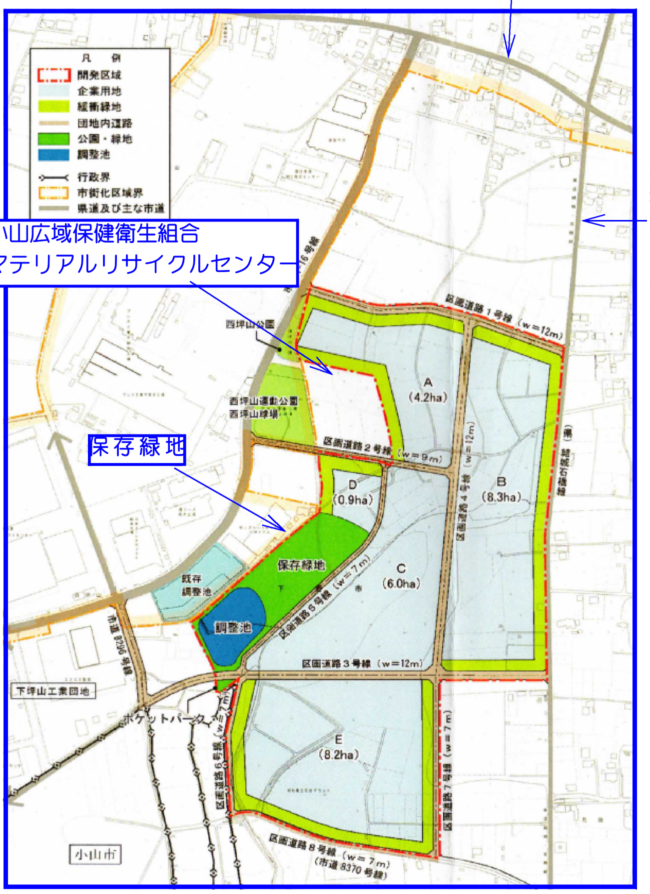
西坪山工業団地東地区に予定している産業団地の地権者 98 名全員の同意を得たので、早期に事業を進めるため測量費等の委託費を予算化した。

7 月に現地測量に着手し、今年度中に地区界測量、基本設計を完了させる。基本設計費については今後補正予算化する。令和 2 年度 3 月には市街化区域編入決定･告示を受ける。

《土地利用計画表》　開発面積: 33.3ha

区　分		面積(ha)	比率(%)	備考
産業用地		27.60	82.9	緩衝緑地帯を含む
公共用地	道　路	2.77	8.3	区画道路
	公園緑地	1.93	5.8	保存緑地、3%以上確保
	調整池	1.00	3.0	容量約 16,800m^2
	小　計	5.70	17.1	
合計		33.30	100.0	

《造成基本構想図》



■旧国分寺庁舎解体及び外構工事の請負契約締結

30 年度には国分寺公民館改修事業の中で、旧庁舎と連結していた給排水、電気設備等の切り回し工事を実施した。

本年は庁舎･周辺施設を解体し、国分寺公民館の駐車場を再整備する。また、県道鹿沼下野線の用地を確保する。

契約金額	3 億 30 万円(うち消費税 2,730 万円)
契約相手方	(株)小林工業 (下野市石橋)
工期	2020 年 2 月 28 日まで

※庁舎外装吹付材はアスベスト含有のため、ウォータージェット工法(同時吸引式)を採用。駐車場は県道整備により東西に分かれる

■「消費税 10 %への「増税中止」に関する陳情」は不採択に　(不採択多数)

陳情者:須田顕一氏(下野市石橋)

陳情要旨:本年 10 月から消費税率 10 %へ引き上げられる。政府は「軽減税率」、「ポイント還元」などの対策を講じるとしているが、中小企業の負担増や消費者の家計に重圧となる。

よって、政府に対して次の働きかけを要望する。

一　消費税 10 %への増税を中止し、将来的には消費税 5 %に引き下げること。

総務常任委員会審査:不採択(陳情に賛成:少数)

本会議:不採択(総務常任委員長報告に賛成多数)

消費税は全ての人に一律に課税されるので所得が低いほど負担が重くなる。所得税のように所得が高いほど税率が高くなる、いわゆる担税力に応じた累進課税の方が公平感が高まる。だから消費税率を上げないで、と言う主張は痛いほど分かる。

でも、10%へ引上げを前提にプレミアム付商品券発行や唐突であったが幼児教育無償化の準備は進めてしまっている。消費税率引き上げ分は社会保障費の財源とすることになっているので、増大している介護保険給付費等へも充当せねばならない。

この期に及んでの税率引き上げ中止は混乱を招き、財源確保に窮するばかりではないか。戦闘機購入等の防衛費を止めてその財源を社会保障費に充ててという陳情なら両手を挙げて賛同するのだが、陳情者はそのようなことは言っていない。

早期に全体的な税制のあり方、税の使い方を検討すべきと思う。現在1100兆円もの借金を抱えており、しかも毎年増大していることを、全ての国民が真剣に考えるべきだ。私には現代金融理論(MMT)は信じられない。

MMT:自国通貨を持つ国の政府は通貨を無限に発行できるため財政赤字が大きくなっても問題はないという考えを中核とする理論。

■専決処分で市税条例等を改正



【主な改正点】

(1) 市税条例

①個人市民税

○ふるさと納税に過度な返礼品を送付している団体は、特例控除の対象外とすることができる。(令和元年 6 月 1 日施行)

○**住宅借入金特別税額控除に係る特別特定取得**をした場合の控除期間の拡充:消費税 10 %が適用される住宅取得等は、その適用を H45 年(令和 15)度まで延長するなど。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

②**軽自動車税**:グリーン化特例の適用期限延長 (平成 31 年 4 月 1 日施行)

(2) 国民健康保険税:低所得者に係る国保税軽減(対象 5 割軽減、2 割軽減世帯)の拡充。(平成 31 年 4 月 1 日施行)



村尾光子の

一般質問



内部統制制度を導入することは手間がかかり面倒なこと。要するに目的は、行政目標である住民福祉の向上を達成するための事務執行上の適正な環境整備だろうな。

平成30年1月に発覚した職員による公金詐取はどのように会計処理するのか？

H30 年第 1 回定例会で議決した「訴えの提起」では、公金詐取事件による損害賠償金を3993 万 3752 円に年5％の遅延損害金を加算した額としている。一方、被告弁護人からの被害弁済申し出により、110 万 6993 万円を回収したとの報告を受けた(H30 年 11 月 22 日、議員全員協議会)。

横領された公金と回収できた公金の「見える化」を図るべきと考えるが、会計上、どのように処理したのか。
回収金は予算書･決算書上に計上されるだろうが、詐取された公金は、職員給与として正規に支出されたとなっていることに納得がいかない。損害として明確にすべきではないか。

【広瀬市長】 この事件で市民の皆さまに多大なご迷惑を掛けたことに改めてお詫びする。

本事件による被害総額は、3715 万 7619 円であり、当該元職員は懲役 4 年の実刑判決を受け、現在服役中である。

弁償金の差押えによる回収金は、新たな差押え金を含め総額 129 万 7623 万円である。

回収できた公金は、予算書(令和元年度)の一般会計の諸収入のうち雑入の弁償金に、予算編成時にはこの歳入予算額の見積もりができないので、1000 円を計上した。

また、財務書類への記載を検討したが、本市が採用している総務省が定めた統一基準では、作成する上では決算書に合わせることが原則となっているので、記載することは難しい。

回収した公金は、H30 年度の決算書歳入歳出事項別明細書の備考欄に本件の弁償金であることを説明を記載する。

(再質問) 自治体は単年度会計であり、過年度分の公金詐取された額は給与支出として正規な支出とされている。市の損害として見える形にできないか。

【梅山総務部長】 財務書類への記載については、引き続き研究していく

何とも釈然としない。横領された公金は書類上では、損害ではなく正規の給与として支出されたことになっている。私たち議員は知らずに数年にわたりその決算を認めてきてしまった。現行の会計処理方法では回収できた額だけが雑入として私たちに示される書類に表れる。損害額は見えないままなのだ。
民間企業に就労された方にはこの会計処理方法に納得がいかないと思う。全額回収されるまでは、損害額残高を損失として明らかにすべきではないか。

内部統制制度導入に向けた取組方針は？

市長はこれまでの公金詐取事件に係る経過報告の中で内部統制制度導入の意向を示しており、本年 3 月に提出された「下野市コンプライアンス確立委員会報告書」においてもその体制整備に取り組むことが提言されている。

(1) 今後の取り組みスケジュール、推進体制、実施体制、職員研修、公表(議会や市民への説明責任)についての概要はどのようか。
下野市内部統制基本方針はいつごろ公表される予定か。

【広瀬市長】 内部統制制度導入は市の将来に向けた体制づくりに関わるので、コンプライアンス確立委員会の提言にあるように長期的な視点に立って取り組むべきと考える。

導入･実施のためには、市長･全職員が内部統制についての理解を深めることから始まり、各部署の業務を詳細に洗い出し、各業務に潜むリスクを明確にしながら、その審査･評価方法などをルール化し、それを実行するための体制づくりが必要であり、極めて多岐にわたる。

現在、市で最も優先すべきは、市長はじめ全職員が公務員としての高い倫理意識と、全体の奉仕者としての自覚を持ち、組織としてコンプライアンスの推進に取り組むことにより、市民の信頼回復と不祥事の再発防止を目指すことである。

コンプライアンス確立委員会からの 5 分野 13 項目にわたる提言の実現のためには指針及び計画の策定が必要なので、今年度はコンプライアンスに関する指針を策定する。

この指針は市のコンプライアンスの定義を定め、目標を市民の信頼回復と不祥事の再発防止とし、目標を実現するための推進指針、推進体制、提言への対応を含む推進計画を定めるものと考えている。策定はコンプライアンス確立委員会の意見を聴きながら進める。

内部統制制度への取り組み及び市内部統制基本方針の公表時期については、コンプライアンスに関する推進計画の各種施策の実施と並行して進めることとし、令和 2 年度以降に公表される県や先進地の事例を参考にして検討する。

《コンプライアンス確立委員会報告書の提言》 抜粋

(1)コンプライアンスに関する提言
　ア コンプライアンスの徹底
　イ コンプライアンス意識調査の定期的な実施
(2)管理監督体制に関する提言

ア　マネジメント能力の向上　イ　報告･連絡･相談の徹底
ウ　チェック体制の確立
エ　内部統制への取組
　下野市は、内部統制体制の整備は努力義務であるが、事務の適正な執行を確保するため、市長及び副市長によるリーダーシップとガバナンス機能の強化という点からも内部統制体制の整備に取り組み、管理職員のリスク管理を徹底させること。
　なお、内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものであることから、形式的かつ一時的な対応を図るのではなく、長期的な視点に立って取り組むべきである。

(3)人事や組織に関する提言
ア　特定職員への業務の固定化の解消
イ　風通しのよい職場環境の構築
ウ　適切な人事異動の実施

(4)電算システムに関する提言
ア　システム処理手順の見直し
イ　システムによるチェック機能の強化
ウ　情報セキュリティポリシーの見直し

(5)公金の取扱に関する提言
　事件発生後直ちに全ての公金等取扱業務の総点検調査を実施したが、個別業務における公金取扱状況について定期的に点検し、業務フロー、マニュアル等を検証、見直すこと。
※報告書全文は市のホームページで閲覧できます。

内部統制制度はH29年の地方自治法改正により、都道府県及び指定都市に導入が義務づけられ、改正法の施行日である令和2年4月1日までには、内部統制に関する方針について策定･公表する必要がある。
本市は、努力義務であるが制度を導入することとしている。体制整備には膨大な事務量が必要のようだが、市長答弁にあるように、先ずは全職員が内部統制についての理解を深めることが大事だ。
H30年7月、総務省「地方公共団体における内部統制･監査に関する研究会」から制度導入に向けたガイドライン(たたき台)が公表された。下記にその項目を抜粋した。

《地方公共団体における内部統制制度の導入･実施ガイドライン（たたき台）から》
Ⅰ　地方公共団体における内部統制の基本的枠組み
1　地方公共団体における内部統制
　内部統制とは、基本的に次の**4**つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいう。
目的　①業務の効率的且つ効果的な遂行
　②財務報告等の信頼性の確保
　③業務に関わる法令等の遵守
　④資産の保全
基本的要素：以下の**6**つの基本的要素で構成。
①統制環境　②リスクの評価と対応　③統制活動
④情報と伝達　⑤モニタリング(監視活動)
⑥ **ICT**（情報通信技術))への対応
　地方公共団体の内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。
2　内部統制に関する留意点･内部統制の限界
3　内部統制に関係を有する者の役割
(1)長　(2)職員　(3)監査委員　(4)議会

Ⅱ　内部統制に関する方針
長は、これを策定及び公表しなければならない。
1　内部投資に関する方針の策定
2　内部統制に関する方針の公表
3　内部統制に関する方針の見直し

Ⅲ　内部統制体制の整備
1　全庁的な体制の整備
(1)内部統制に関する職員･部局の役割等について
(2)内部統制に関する会議の役割等について
(3)評価対象期間における取組について
2　業務レベルのリスク対応策の整備
(1)リスクの評価
　①リスクの識別･分類　②リスクの分析･評価
(2)リスク対応策の整備

Ⅳ　内部統制評価報告書の作成
1　内部統制の評価
(1)評価体制　(2)評価範囲　(3)評価項目
(4)評価方法　(5)監査委員との連携
2　有効性の評価
(1)内部統制の不備　(2)内部統制の重大な不備
(3)有効性の判断　(4)内部統制の不備の改善及び是正　(5)評価手続き等の記録及び保存
3　内部統制評価報告書の作成・報告
　長は、内部統制評価報告書に、内部統制の整備及び運用に関する事項(長の責任、内部統制の基本的枠組み、対象事務、内部統制の限界等)、評価手続(評価対象期間及び評価基準日、評価方法、全庁的な内部統制の評価項目等)、評価結果、並びに不備の是正に関する事項等を記載する。
　長は、作成した内部統制評価報告書を監査委員の審査に付した後、監査委員の意見を付けて議会に提出し、広く住民に対して公表する。

Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査　:略

(2) 今年度は内部統制のアクションプラン、行動規範等についてコンプライアンス確立委員会から提言を受けるとのことだが(当初予算説明)、「内部統制は、長が主体的に取り組み、職員の内部統制の習熟度を向上させていくことが必要」(ガイドライン(たたき台))とされている。内部統制の対象とする事務

や組織目的達成の阻害要因（リスク）の識別と評価、対応策などについて、どの段階でコンプライアンス確立委員会の提言を受けるのか。市長、職員が主体的に取り組むことは何か。

【広瀬市長】 制度導入に際して、内部統制の実効性を高めるために、必要な段階において、コンプライアンス確立委員会に限らず、第三者及び専門家の意見を聞く。

市長、職員の内部統制の取り組みについて、第 1 に市長は地方公共団体の事務について包括的な管理執行権限を有し、内部統制の整備・運用に関しても最終責任者である。また、補助機関である職員に対する指揮監督を通じて、内部統制の整備・運用を自らの事務として処理し、内部統制全般にわたり主導する立場にある。

第 2 に、内部統制は業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであることから、職員の役割と責任は重要である。日常業務の遂行はもとより、内部統制の整備の一環として策定された規則、規程、マニュアル等を正しく理解し、遵守することで適正な業務執行に努めることが必要である。制度の導入、整備、運用、評価の全ての段階において主体的に取り組むべきものと考える。

「内部統制体制を整備するには、全職員の内部統制への理解を深めることから始まる」はもっともなこと。であれば、職員研修には早く取り組むべきだ。

「地方公共団体の内部統制においては、統制方針及び体制整備の状況を評価した上で、その結果を議会に報告し、更に住民に公表することとされているのであって、地方公共団体内部の事務執行を適法かつ適正に実施する姿勢を目に見える形で住民に示すことにより、住民の信頼を確保することが内部統制の役割に含まれているものというべきである。」（日弁連の意見書から抜粋）

下野市の特性に基づいた内部統制のあり方や体制を早く考えて欲しい。

⑶ 下野市職員の公益通報に関する要綱はH20年4月から施行されている。通報の実態、対応策等の運用状況はどうか。この制度は内部統制制度とも深く関わるので、見直しが必要と思われる。コンプライアンス確立委員会の意見を聴き、要綱の再検討をすべきでは？

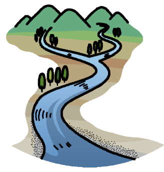
【広瀬市長】 要綱の施行開始から H29 年度までは通報実績は無かった。H30 年度に 1 件あり、その内容は使用料金の取扱に関する施設ごとの相違についてであった。調査の上、是正措置等の対応をした。この件は 6 月に市ホームページで公表した。

「内部統制導入・実施のガイドライン」では組織の情報と伝達及びモニタリングの仕組みの一つとして、内部の職員または外部の者から、長や監察担当、弁護士等の外部の窓口が情報提供を受ける通報制度を整備すべきとされている。

本市では、現在、内部からの通報については要綱により対応し外部からの情報については、市政への提案等により適正に対応している。

今後、内部統制制度導入に当たり、要綱の見直しを検討する際はコンプライアンス確立委員会の意見を聞く。同時に、公益通報によりもたらされた情報を内部統制における市のリスク項目の 1 つとして生かせるようなルール化についても検討したい。

県南広域的水道整備事業、市は何と主張しているか？



栃木県より平成 30 年度「水道施設広域化調査検討業務委託報告書」が報告された。関係市町との協議はなされたのか？

⑴ 当該報告書に関して、下野市はどのように受け止めているのか。

【広瀬市長】 この報告書は、県が思川開発事業による開発水量を利用するに当たり、水道用水供給事業の施設整備について実現可能な施設整備の参考とするため、水道施設広域化調査検討業務を実施し、H31 年 3 月にとりまとめられた。

H29 年度には、供給地域(2 市 1 町)に対する水道用水供給事業施設整備のうち、取水・導水・浄水施設の新規整備のほか、既存施設の活用等の検討を行い、実現可能な 4 箇所の取水地点が抽出された。

H30 年度にはこの取水地点を踏まえ、取水施設から送水施設までの区間を考慮した施設概略設計案を 16 ルート設定し、建設事業費と維持管理費を含めた概略費用が算出された。最終的に 16 案から 3 ルートが最適案として抽出された。

この報告書の位置付けは、県が用水供給単価を算出する上での概略設計案であり、具体的な検討を行う上での基礎資料となる。

今後、本市の水道事業の状況を踏まえながら慎重に検討する必要がある。



⑵ 去る5月17日、県南広域的水道整備推進協議会検討部会が開催されたと聞く。市は昨年提出された、下野市の水道水を考える市民ネットワークからの署名8千余筆を添えた「水道水に地下水100％利用を求める要望書」を踏まえ、どのような主張をしたのか。

【広瀬市長】 県は H19 年 6 月に、関係首長による県南広域的水道整備協議会を設置し、その下部組織として、調査・研究等を行うため関係課長で構成する検討部会を設置している。

5 月 17 日の検討部会では、今回の報告書は供給単価を算出するためのケーススタディであると説明を受けたが、具体的な協議には至っていない。下野市の水道事業での最良の選択となるよう、協議会での協議や検討を行っていく。

⑶ 検討部会では広域的水道整備事業の県浄水の料金システムについてどのような協議が行われたのか。

【広瀬市長】 検討部会は業務委託報告書概要の報告であり

料金システムを協議する段階ではなかった。しかし、報告書は供給単価算出や取水箇所や送水ルートを協議するための基礎資料となる。今後は関係市町と連携を図りながら、市民の皆さまのご理解が得られるよう慎重に検討する。

今回の件は各市町とも内部での検討として、改めて関係市町間の協議はしていない。

将来にわたり、安定した水道水を持続的に供給できるよう、水道管理者としての責務を果たしたい。

(再質問)県広域水道事業は責任水量制、つまり浄水の供給を受けなくても計画水量をもとに料金を支払わなければならず、計画量より多く使用した分は高い単価で追加料金を支払うと聞いている。

地下水で足りており、県浄水は必要ない現状では使わなくても買わざるを得ず、水道料金が非常に高くなる事態が起こり得る。必要なときに浄水が買える権利だけを確保するという料金体制をどう考えるか。

県との協議の前に、下野市としての考えを持つべきだ。

【広瀬市長】 先ずは各自治体ごとにどのような料金体系になるかを検討し、将来的にかかる費用を算定し、これを基礎データとして県と協議しなければならない。権利のみを取得することについては県と協議はしづらいと思う。現時点は、どの位の単価になるかについての内部協議である。

(再質問)地下水と表流水を枯渇や水質汚染などの発生リスクで比較すると、表流水の方が遙かに発生確率が高い。リスク分散ため表流水を導入と言える科学的根拠は何か。地下水の枯渇や汚染の発生確率はどの位と考えているのか。

リスクを100％なくすことは不可能である。リスク回避のための費用対効果も考えるべきだ。

【広瀬市長】 発生確率は具体的には出していない。要は地下水 1 系統か、表流水を含めるのかであり、下野市だけでは表流水を導入することはできない。県南広域事業の機会に大きな趣旨に乗ってきた。表流水と地下水の両方とも有効活用することがリスク分散と地下資源の温存につながると考えて、県南広域的水道事業に参加表明している。

(再質問)地下水を枯渇させないためには水源涵養が大事だ。上流の自治体等と連携して、長期的な視点での水源涵養策を講じるべきではないか。

雨水の地下浸透ます設置は奨励しているのか。

【広瀬市長】 水源涵養策は十分に考えていかねばならない。この場だけではなく、将来にわたり、大きな意味で水について考えていくものだ。

【瀧澤建設水道部長】 雨水浸透ます設置に関する施策については把握していない。

《県南広域的水道整備事業検討部会（R元年5月17日）における報告書の概要説明から》

【業務概要】 県南広域的水道整備(栃木市、下野市、壬生町を供給対称)について、H29 年度と H30 年度の 2 か年で、取水施設から送水施設までの施設概略設計案(取水 4 地点と送水 4 ケースの計 16 通り)の検討を行った。

【概略費用の算出】

16 通りの施設概略設計案について、概略費用(建設事業費、維持管理費)を算出。

①建設事業費　約132～265億円　②維持管理費　約73～83億円　③概略費用(①＋②)　約212～343億円

【施設概略設計の評価及び最適案の抽出】

16 通りの施設概略設計案について、評価項目(概略費用、送水距離、送水先箇所数、関係者との協議)で得点化し、評価順位 1 位 となった「Ⅰ－3」、「Ⅱ－3」、「Ⅲ－1」を最適案として抽出。

	Ⅰ－3	Ⅱ－3	Ⅲ－1
取水地点(堰)	**清洲橋付近(新規)**	**小倉堰(既存)**	**雷電橋付近(新規)**
送水ケース	各市町の最大規模浄水場までに分散送水	各市町の最大規模浄水場までに分散送水	各市町の近接浄水場へ全量送水
送水地点	栃木市 4 箇所、下野市 2 箇所、壬生町 2 箇所	栃木市 4 箇所、下野市 2 箇所、壬生町 2 箇所	栃木市 1 箇所、下野市 1 箇所、壬生町 1 箇所
送水管延長	約 39Km	約 37Km	約 13Km
建設事業費 ① (工事費、用地費等)	約 234 億円	約 186 億円	約 183 億円
維持管理費(20 年間)② (運営費、送水動力費)	約 73 億円	約 74 億円	約 75 億円
概略費用(①＋②)	約 307 億円	約 261 億円	約 258 億円

※いずれのケースも浄水処理方式は凝集沈でん＋急速ろ過処理方式、用地面積は約 5ha

※下野市における送水地点：ケースⅠ－3、Ⅱ－3 での 2 箇所は石橋第 1 配水場と南河内第 1 配水場、ケースⅢ－1 での 1 箇所は石橋第 1 配水場としている。

これらをもとに市は独自におよその給水単価が推計できるのでは？リスク分散(にはならないと思うが)の代償として納得できるか？

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

3/20 ～ 4/9　村尾市議会報告 No54 編集･印刷作業

【4月】

4　日立市(日立製作所日立研究所旧 4 部同窓会)

8　**南河内第二中学校入学式参列**

9　**祇園小学校入学式参列／経済建設常任委員会**

12　**議会運営委員会**

13　下野市を元気にする会解散総会／講演会「日本国憲法はこうして生まれた～自由民権から新憲法へ」塩田 純氏(栃木市)

14　GT 祇園 5 丁目自治会総会／下野市の水道水を考える市民ネット運営委員会

18　**議会運営委員会**

20　下野九条の会総会

21　下野つばさの会会計監査／自然に親しむ会総会･講演「長期残留神経毒性農薬多用と種子法廃止の意味するものは？」稲葉光圀氏

22　生活学校やよい会総会

26　**議会活性化特別委員会**

28　村尾議会報告＆意見交換会

【5月】

5　帰省(日立市)

9　**経済建設常任委員会**(農業振興地域除外に関する勉強会)

11　**天平カップ下野国分寺大会開会式**／市川房枝記念会連続講座「災害の時代における減災と復興のあり方」室崎益輝氏(東京)

12　下野つばさの会総会･DVD「未来を花束にして」上映会

17 ～ 18　市川房枝記念会教育フォーラム「これからの教育を考える」寺脇 研氏／フィールドワーク「新宿区の多文化共生の取組を学ぶ」／「性と生き方の多様性とグローバリズム」棚木めぐみ氏(東京)

18　原発いらない栃木の会講演会「日本の原子力政策と電力市場の問題点」大島堅一氏(宇都宮市)

19　**大松山運動公園オープニング式典**／水道水を考える市民ネット運営委員会

23　**議会運営委員会／議員全員協議会**

24 ～ 25　全国自治体議員行財政自主研究会視察「柏市の下水道事業予防保全型維持管理包括的民間委託」「障がい者地域生活拠点整備」(柏市)／シェアハウス「ウィズタイムハウス」(練馬区)

27　会派下野市民派クラブ連絡会

【6 月】

5/30 ～ 6/13　**市議会第2回定例会**

5/30、31、6/3、4、13 日　**本会議**

3 日　**村尾一般質問**

4 日　**村尾総括質疑**

5 日　総務常任委員会傍聴

6 日　教育福祉常任委員会傍聴

7 日　**経済建設常任委員会**

10 日　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会活性化特別委員会／経済建設常任委員会委員長報告まとめ**

2　とちぎ地域自治研究所総会・講演「栃木県の地域経済の動向と課題」太田 正氏(宇都宮市)

7　映画「ぼけますから、よろしくお願いします」鑑賞(宇都宮市)

8　市川房枝記念会連続講座「公共事業はどうなるか」五十嵐敬喜氏(東京)

9　非核平和を進める下野市の会総会

12　**都市計画審議会**

15　平和憲法を守り戦争法廃止を求める栃木県民パレード(宇都宮市)

16　水道水を考える市民ネット運営委員会

18　下野つばさの会会合／**都市計画審議会**

17　**市議会議員研修会「下野市の健康に関する現状と課題」春山早苗氏／正副議長･正副委員長会議**(報告･意見交換会について)

20　「加藤ちほさんと語る会」実行委員会

22　**南河内第二中体育祭**／講演会「発達障がいの子どもたちの進路と多様な可能性」日野公三氏(宇都宮市)

23　「上三川町磯川の生き物たち」調査報告と写真展(上三川町)

26　地域公共交通会議傍聴

29　社会を明るくする運動講演会「東日本大震災からの農業復興、そして原発と共に生きる」三浦広志氏／加藤ちほさんと語る会

6/6 ～ 17　議会報告･意見交換会時の市民意見について調査結果まとめ

6/19　議会だより第 53 号原稿執筆

6/18 ～ 7/12　村尾市議会報告 No55 編集･印刷作業

■4月上旬、僅か2年しか勤めなかった職場のOB･OG会のお誘いを受け、議会報告書作成に追われていたのに、懐かしさのあまり日立へ出掛けた。退職以来初めて会う方々ばかり。会社組織も社会の変化と共に大きく変わっていたが、原発はまだ造り続けている。40年振りに訪れた高台にある日立研究所からの眺望は満開の桜と相まって素晴らしかった。■30年前に家の新築祝いに頂いたドラセナ(幸福の木)に花が咲いた。芳香‼ 15年ぶり位で2回目。碌な世話もしなかったのに健気だこと！→



■数年間、室内に置いたままだったミニドラゴンフルーツの鉢植えを、昨夏は外に出し陽に当てた。葉がしっかりとして、先頃はいくつか一晩だけの花が咲いた。結実するか？

《下野市議会主催》　**参加自由**

令和元年第1回

市議会報告と意見交換会

とき：７月２７日(土)　10:00～12:00

ところ：下野市役所　２階 会議室

どうぞお誘い合わせてお出かけください。